

## 議決権行使書の集計方法の確認結果について

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：梅田 圭、以下「当行」）は、2020年9月18日付ニュースリリース「議決権行使書の集計方法について」において、当行が受託する証券代行業務における議決権行使書の集計時の取り扱いの妥当性等を確認する必要があることについてお知らせいたしました。その確認結果および今後の対応について、以下の通りお知らせいたします。

当行は、今般、繁忙期における議決権行使書の集計作業の取り扱い（※1）について、外部の顧問弁護士の見解を確認し、その妥当性等について検証をしたところ、「交付証」の日付にかかわらず、実際の持込みの時点が議決権行使期限前である議決権行使書については、有効に議決権行使がなされたものとして集計作業の対象とすべきであったと判断いたしました。

これを踏まえ、当行は、集計作業の対象外としていた議決権行使書のうち、行使期限前に郵便局から持ち込まれていた行使書（なお、行使期限以外に行使を無効等とすべき理由がなかったものに限ります。）を有効に議決権の行使がなされたものとして、再集計を行いました。

### <再集計について>

再集計の対象とした企業は、当行が証券代行業務を受託している委託会社様のうち、2020年6月1日から7月31日の間に株主総会を開催され先付処理の取り扱いがあった委託会社様371社です。（※2）

先付処理による未集計は合計22,848通あり、当行が再集計をした結果、議案の成否に影響を及ぼす事案はないと認識しています。

判明した議決権行使結果への影響等は以下の通りです。

<再集計による議案毎賛成比率の変動> (対象社数 371 社)

変動 状況	△10% ~ △5%	△5% ~ △1%	△1.0% ~ 0%	0% ~ +1.0%	+1.0% ~ +5.0%	+5.0% ~ 10%
分布	0%	0.69%	16.86%	82.06%	0.31%	0.08%
議案数	0	25	608	2,959	11	3

※議決権行使書にかかるイメージデータにより再集計を実施

※1社1枚分の議決権行使書の再集計が未了となっておりますが、対象企業の議案の賛成割合・確認済の議決権行使件数等の状況から、当該企業の議案の賛否への影響はないと認識しています。

<今後の対応について>

再集計対象期間(2020年6月1日~7月31日)に株主総会を開催された委託会社様には、再集計対象議決権の有無、および再集計対象議決権が存在する場合にはその再集計結果について個別にご連絡のうえ、再集計の結果を踏まえた事後対応について速やかにご案内申しあげます。

また、これまで実施しておりました日本株主データサービス株式会社(以下「JaSt」)における先付処理については、その運用を取りやめ、実際に郵便局から議決権行使書が持ち込まれた日を基準に議決権行使書の集計作業を行うことといたします。

当行に証券代行業務を委託していただいている委託会社様をはじめ、株主並びに資本市場参加者の皆さまにご迷惑・ご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

本件に関するお客さまのお問い合わせ窓口は以下の通りです。

お問い合わせ先	0120-838-600
受付時間	午前9時から午後5時まで (9月26日・27日および平日)

<日本株主データサービス株式会社（JaSt）の概要>

商号	日本株主データサービス株式会社 (Japan Stockholders Data Service Company, Limited)
本社所在地	東京都杉並区和泉2-8-4
設立	2008年4月1日
資本金の額	20億円
株主・出資比率	三井住友信託銀行株式会社 50% みずほ信託銀行株式会社 50%
事業内容	証券代行業務における株主名簿管理および特別口座管理にかかる事務の受託に関する業務、株主名簿管理および特別口座管理にかかるシステムの開発および運営に関する業務

(※1) 当行および当行が議決権行使書集計業務を含む証券代行業務に関する事務を委託する JaSt は、議決権行使書の集計作業について、従来、3月・5月・6月など株主総会が多く開催される繁忙期において、大量の集計作業を円滑に実施するため、所管郵便局との間で調整の上、議決権行使書の郵送受付分について、本来の配達日（郵便局が発行する「交付証」に記載された日付）の前日に郵便局から JaSt に持ち込んでいただき、事務処理を進める対応を行ってきました（一連の処理を以下「先付処理」。なお、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により 7 月にも株主総会が集中したことから、7 月中も同様の対応を行っておりました。）。

本来の配達日の前日に郵便局から持ち込まれた議決権行使書について、JaSt が議決権行使書を集計する際には、実際の持込日ではなく、「交付証」の日付に基づき集計することとしておりました。そのため、「交付証」の日付が議決権行使期限後である場合には、実際の持込みの時点が議決権行使期限前であっても、議決権行使書の集計作業の対象外としてきました。

(※2) 当行が、電子媒体に保存された議決権行使書に関するデータを確認することができるのは、過去 3 ヶ月以内に株主総会を開催された委託会社様に限られることから、再集計の対象会社を記載の通りとしております。

会社法上、株主総会決議取消訴訟の出訴期間が株主総会決議の日から 3 ヶ月以内とされていることから、JaSt における電子媒体に保存された議決権行使書に関するイメージデータの保管期間を、原則として 3 ヶ月としております。

以上